

苫小牧市森林環境譲与税活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 苫小牧市森林環境譲与税活用事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、苫小牧市補助金等交付規則（平成30年苫小牧市規則第9号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 木とふれあい、木に学び、木と生きる取組である木育活動を行う事業に対し支援をすることにより、森林環境保全への理解を広め、木材利用の拡大による林業・木材産業の活性化促進を目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱で用いる用語の定義は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 補助事業者 苫小牧市森林環境譲与税活用事業の事業主体をいう。
- (2) 対象事業 補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (3) 対象経費 補助金の交付の対象となる経費をいう。

(事業主体)

第4条 補助事業者は次の各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 会則を有する団体
- (2) 国及び地方公共団体でないこと
- (3) 対象事業は苫小牧市内で活動すること
- (4) 対象事業は他の補助金等の交付を受けていないこと
- (5) 対象事業は非営利目的の活動であること
- (6) 暴力団又はその構成員及びその統制下にある者が関係する団体でないこと
- (7) 政治的又は宗教的な活動を行う団体でないこと
- (8) 対象事業で整備した場所や、取得した製品には「森林環境譲与税」を活用している旨を表示すること

(対象事業等)

第5条 補助金の対象事業、対象経費及び補助限度額は次の表のとおりとする。

対象事業	北海道が認定する木育マイスターが行う又は指導のもと行う木育事業
対象経費	人件費、報償費（事業主体の構成員は対象外）、旅費、保険料、使用料、材料費、消耗品費
補助限度額	1 団体同年度 50 万円を上限とし、補助事業者が多数の時は、予算の範囲内で調整する

(交付申請)

第6条 補助事業者は、次の各号に掲げる事項を記載した補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、目的及び内容
- (3) 交付を受けようとする補助金の額
- (4) 活動する木育マイスターの氏名

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 会則
- (3) 申請額の積算基礎
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があるときは、これを減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかでないときは、この限りでない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条第1項の申請書の提出があつた場合において、当該申請にかかる書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、対象事業が完了したときは、対象事業の成果を記載した報告書（第3号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書及び収支決算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条に規定する報告があつた場合において、当該書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知（第4号様式）するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は令和6年1月1日から施行する。